

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 1 9 号

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則
瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 6 2 年瀬戸市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 4（第 6 条関係）			別表第 4（第 6 条関係）		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 <省略>	<省略>	常時介護を要する状態	1 <省略>	<省略>
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>9万7</u>	月額 <u>9万790</u> 円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>8万5</u>	月額 <u>8万5, 490</u> 円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

	<u>90円以下であるときに限る。)</u>			<u>，490円以下であるときに限る。)</u>	
随時介護を要する状態	1 <省略>	<省略>	随時介護を要する状態	1 <省略>	<省略>
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>4万5，400円以下であるときに限る。)</u>	月額4万5， <u>400円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）		2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>4万2，700円以下であるときに限る。)</u>	月額4万2， <u>700円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 新規則の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。